

グランヴィル・シャープの国制論 ——先行研究の分析を中心に——¹

‘The Constitutionalism of Granville Sharp’

細口泰宏

Yasuhiro Hosoguchi

始めに

18 世紀後半から 19 世紀前半にかけてのイギリスで興隆した奴隷制廃止運動において、その先頭に立ったグランヴィル・シャープ（Granville Sharp, 1735 ～ 1813）に関しては、これまで運動の先駆者としての活動に専ら光が当てられ、その思想研究も行われてきた。その一方で、彼が議席配分や被選挙権の見直しを軸とした議会改革を始めとする、各種の急進主義的な改革を主張していたという側面に関しては、未だ十分に研究が進んでいるとは言い難い。とりわけ、シャープが議会など本国の国制のみならず、奴隷制や入植地建設といった帝国全体の統治改革をも同時に試行しようとしていた、という事実は見落とされがちである。本研究では、主に先行研究の検討を通じてシャープの奴隷制廃止論と、彼の国制・帝国統治論との関係性について分析する。

シャープの言説の変遷—コモンローからキリスト教へ—

シャープの奴隷制廃止論は、主として中世以来のイングランド固有の慣習法であるコモンローに依拠していた初期の頃と、『聖書』に立脚しキリスト教（「神の法」）を前面に押し立てた中期以降で大きな差異が存在し、これまでの研究史上において一つの重要な論点となってきた²。この問題に正面から取り組んだ先行研究が、スリヴィドヤ・スワミナタン

¹ 本研究は、青山学院大学文学部附置人文科学研究所の 2021 年度研究プロジェクト「イギリス奴隷制廃止運動についての新しい国制史研究」（代表者：稲垣春樹准教授）による研究成果である。

² David Brion Davis, *The Problem of Slavery in the Age of the American Revolution* Ithaca, New York, Cornell University Press, 1975, pp.386-398. Christopher Leslie Brown, *Moral Capital: Foundations of*

(Srividhya Swaminathan) による、18世紀後半から19世紀初頭にかけての奴隷貿易を巡る各種の言説が、「イギリス国民」というアイデンティティの形成に与えた影響を研究した『奴隷貿易を巡る議論—イギリス国民のアイデンティティの論理—』(2016年)³である。同書においてスワミナサンは、シャープも考察対象の一人として、その言説の変遷について分析を行っている。

『奴隷貿易を巡る議論』内でのシャープの言説分析の中で、まずスワミナサンが注目しているのは、シャープの反奴隷制論の初著となる『奴隷制を容認することの不正と危険な傾向についての表明』(1769年)⁴である。同書についてスワミナサンは、「イギリス国内における奴隷制の合法性に対して、初めて体系的な挑戦を挑んだ著作であると同時に、反奴隷制批評の基盤⁵」であると評価している。スワミナサンに拠れば、『奴隷制を容認することの不正と危険な傾向についての表明』中においてシャープは、その論点を「財産権対個人の自由」のただ一点のみに単純化し、またイングランド本国の国内法と各植民地における現地の立法とを明確に区別することで、議論の対象をイングランド国内に限定していることを特徴とする。その論の中核は、植民地からイングランドに入国した奴隷には、元いた植民地の制定法の効力は及ばず、彼らはコモンローの下で入国以前の売買可能な「財産」から、コモンローの保護下にあり一定の権利を有する臣民へと、その法的地位が変化するという趣旨のものである。この具体的な法律論が、イングランド本国において逃亡した奴隷の身柄引き渡し争点となり、そして一度イングランドに入国した奴隷に対して、その意思に反して出国を強制する行為は合法とは認められないとする判決が下った、1772年のサマセット裁判 (*Somerset v Stewart*) における成功に寄与したのだと、スワミナサンは分析している⁶。

その後シャープの言説は、コモンロー中心からキリスト教中心へと変化していくことになるのだが、スワミナサンはその契機としてペンシルヴェニア植民地の奴隷制廃止運動家アンソニー・ベネゼット (Anthony Benezet, 1713～1784) との交友、奴隷制を擁護する側から出版された『聖書』に依拠する奴隷制擁護論に対する反論、そして彼自身の問題関心がイングランド国内の奴隷制から、大英帝国全体の奴隷貿易並びに奴隷制へと移行していったことを指摘している。すなわち、本国に対象を限定していた活動初期の頃は、主として法曹関係者をターゲットにした、コモンローに立脚した専門的な言説に依拠するのが効果的だった

British Abolitionism, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 2006, pp.160-201

³ Srividhya Swaminathan, *Debating the Slave Trade: Rhetoric of British National Identity, 1759-1815*, New York, Routledge, 2016.

⁴ Granville Sharp, *A Representation of the Injustice and Dangerous Tendency of Tolerating Slavery*, London, Benjamin White, 1769.

⁵ Swaminathan, *Debating the Slave Trade*, p. 65

⁶ *Ibid.*, pp. 65-71

のに対し、帝国全体に対象を拡大した中期以降は、国教会聖職者や政治家を始めとする、より広範な人々に響き共感を得やすいキリスト教中心に言説の軸を変更することを、シャープ自身が選択した結果であるとスワミナサンは結論付けている⁷。

上記のスワミナサンの先行研究について、シャープの問題関心がイングランド国内から大英帝国全体へと移行するに伴い、その反奴隷制言説の核がコモンローからキリスト教へと推移していった点に関しては、その分析に概ね異論はない。だが一方で見落としてはならないのが、反奴隷制活動中期に同時並行でシャープが構想していた議会改革や植民地建設案においては、彼が依然として「古来の国制（≡コモンロー）」にも深く依拠していたという事実である。この事実に鑑みれば、活動中期以降は専らキリスト教のみにシャープが傾倒したという印象を与えるスワミナサンの研究は、奴隷制廃止運動の原因を人道主義か経済のどちらかに求めるという、従来から続く論争の枠組み⁸を完全には脱却しきれていないという問題点を抱えていると言える。

急進主義者たちと「古来の国制」—改革の言説—

この観点から注目すべきは、シャープの「古来の国制」論と諸改革運動との関連性に焦点を絞った先行研究が、ジョージ・バーナード・オーワーズ（George Bernard Owers）の「ジョン・カートライト、グランヴィル・シャープ、及びカペル・ロフトの急進主義的思想におけるコモンロー法学と古来の国制」（2015年）⁹である。同論文においてオーワーズは、ジョン・カートライト（John Cartwright, 1740～1824）やシャープら18世紀後半の急進主義的議会改革論者たちが、「古来の国制」に訴えつつ理性と自然法に立脚した理論を構築していたことに着目している。

オーワーズに拠ればシャープら急進主義者たちは、1760～1770年代に勃発したアメリカ植民地危機を契機に表面化した、イギリス本国ウェストミンスター議会の植民地に対する優越性（いわゆる議会主権）をめぐる議論や、「腐敗選挙区」に象徴される現在の選挙法下での議員不均衡寡頭政への反発を、各種の改革運動の動機としていた。彼らは、完全平等選挙区・毎年議会・万民選挙権・無記名投票を原則とする議会改革を主張していたのみなら

⁷ Ibid., pp. 71-76

⁸ 田村理「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の射程—「ウィリアムズ理論」、「モラル資本論」を超えて—」『北大史学』第50号、2010年、88-110頁。

⁹ George Bernard Owers, 'Common Law Jurisprudence and Ancient Constitutionalism in the Radical Thought of John Cartwright, Granville Sharp, and Capel Lofft', *The Historical Journal*, Volume 58, Issue 1, 2015, pp. 53-73

ず、あらゆる分野で「古来の国制」と自然法とを融合させた議論を展開した¹⁰。急進主義者たちが「古来の国制」に依拠した主張を展開していたこと自体は、古くはピューリタン革命史研究の大家であるクリストファー・ヒル（Christopher Hill）が著書中で言及するなど、これまでの先行研究においても認識されてきた¹¹。だがオーワーズの研究の独自性は、彼らの言説が単なる復古趣味や尚古趣味にとどまるものではなかったとしている点である。急進主義者たちの主張の中核となったのは、人は生まれながらにして平等で政治的代表権を保持するとする「万民が保持する基本的な権利」という概念であり、彼らは実質的に「民主主義」に相当する概念を、“democracy”という言葉を用いずに「古来の国制」と言い換えていたのだと、オーワーズは指摘している¹²。

また急進主義者たちは、コモンローは「慣習」であると同時に「自然法・神の法・理性の調和」でもあり、これに反する法はたとえ国王や議会によって合法的な手続きを経て制定されたものであろうと、自動的に無効扱いになると主張していた。彼らが想定していた自然権とは、ローマ法やグロチウスといった大陸合理論的哲学に由来する概念ではなく、『聖書』に依拠した「人は生まれながらにして平等」という理念に基づくものであったと、オーワーズは分析している。そしてオーワーズは、急進主義者たちの主張の根底には神と個人の関係を重視するプロテスタント的な万民司祭論があり、「専制的なカトリック対自由主義的なプロテスタント」という対立構造や表象が広範に普及していた名誉革命以後のイギリス社会において、彼らの言説は体制宗教であるイングランド国教会と、それに属さないプロテスタント諸教派である非国教徒との分断を超克し、大勢の人々の共感を獲得する力を持っていたと結論付けている¹³。

上記のオーワーズの先行研究は、急進主義者としてのシャープの思想におけるコモンローとキリスト教との一体性について、非常に示唆に富んだ内容となっている。ひいては、この両者の連関の上に彼の国制論のみならず、奴隷制廃止論並びに帝国統治改革論が発展・形成されていったことを解明出来るかもしれない可能性を秘めた分析である。しかしながら分析の対象が国制改革に偏り、帝国統治改革については言及されていないという点で、片手落ち感が拭えないものとなっているのも事実である。加えて同論文においては、シャープの奴隷制廃止論と国制論との連関性についての分析が、十分になされているとは言い難い。

¹⁰ Ibid., pp. 53-54, 58-59

¹¹ C・ヒル、紀藤信義訳『ノルマンの軛』未来社、1960年、133-145頁。

¹² Owers, 'Common Law Jurisprudence and Ancient Constitutionalism', pp. 53-54, 58-59

¹³ Ibid., pp. 62-73

帝国国制改革と奴隸制問題

このオーナーズの先行研究における問題点に関して一つの答えを示唆しているのが、クリストファー・L・ブラウン（Christopher L. Brown）の「奴隸から臣民へ—奴隸制無き帝国の構想—」（2006年）¹⁴である。同論文においてブラウンは、アメリカ独立戦争前後のイギリス本国では帝国統治改革が最大の議題になったと論じ、その中で奴隸制に関する各種の改革案が、シャープを含め複数の論者たちの手により同時発生的に登場した事実に着目している。それらの奴隸制廃止案は、教育による同化や通婚を通じて奴隸たちを臣民化することで、奴隸以上に低コスト且つ忠実な植民地における労力とすること、及びプランターの寡占状態にある植民地議会では改革は困難であるから、奴隸制を含めた植民地統治を本国・議会在が統制すべきと主張していることを特色としていた。諸般の事情が絡んだ結果、当時実現したのは植民地に対する議会の統制強化のみだったものの、これらの改革案は後の奴隸制廃止を巡る議論に大きな影響を与えたと、ブラウンは論じている¹⁵。

前述したオーワーズ並びにブラウンの先行研究からは、シャープがコモンローとキリスト教の双方に折衷的に依拠した「古来の国制」という理念に基づきながら、国内（議会改革）及び帝国（奴隸制廃止）双方の一体的な国制改革を志向していたという仮説が浮かび上がる。それを立証する有力な証拠となり得るのが、彼が創設に深く関与したシエラレオネ植民地の建設計画、並びにその青写真こと『アフリカ穀物海岸・シエラレオネ周辺に計画された入植地のための、（より良い改善案が提案されるまでの）暫定的諸規則の素描（以後、『シエラレオネ入植地素描』と表記。初版・第二版 1786 年、第三版 1788 年）である。同書中でシャープが構想していたのは、まさしくコモンローとキリスト教に依拠した社会そのものだった。以下、その内容を簡潔に分析する。

『シエラレオネ入植地素描』—国制・帝国統治改革論の融合—

『シエラレオネ入植地素描』において、まずシャープは「序論」中でコモンローとキリスト教について、「自然の、そして啓示された教え（Natural and Revealed Religion）」と密接に関連しているとの持論を展開し、両者の一体性を強調している。その中で彼は、イングランドの国制を「教会にとっても政府にとっても完璧な国制（its own excellent constitution

¹⁴ Christopher L. Brown, 'From slaves to subjects : envisioning an empire without slavery, 1772-1834', Philip D. Morgan and Sean Hawkins eds., *Black experience and the empire*, Oxford, Oxford University Press, 2006, pp. 111-140

¹⁵ Ibid.

either church or state)」であると主張し、入植地にこれに反するような制度を導入してはならないと力説している¹⁶。同時に、『聖書』に依拠した万人平等論を根拠に、奴隷制擁護論者たちの主張はコモンローにもキリスト教にも反する不道德なものであると断罪し、そして奴隷貿易並びに植民地での奴隷に対する残虐な刑罰を直ちに廃止するよう主張している¹⁷。

続く「本文」においては、入植地で建設されるべき社会の理想像が詳述されているが、そこで一番の目玉として挙げられている構想が、十人組制度（Frankpledge）である。これは、中世イングランドに存在した同名の制度にシャープが独自の改良を加えたもので、各々の世帯の家長（householder）たち百人を一単位として編成した百戸村（Hundred）を基盤とし、同じく全ての家長たちの参加を原則とする入植地議会（common council）と併せて、住民たちによる自治に立脚した入植地社会を樹立することを理想に掲げたものだった¹⁸。これら制度の説明においては、「如何に遠方の植民地であれイギリス王冠の下に住人達は、イングランドのコモンローにより定められたこの十人組制度と根本的に矛盾するような政策を採用してはならない¹⁹」という主張や、仮に人口増大により「入植地議会」への全員参加が困難となった折に、人口比に基づく代議制を採用しなかった場合に生じるはずの「混乱と腐敗」についての警告²⁰など、同時代のイギリス本国における議会改革案や帝国統治改革との関連を窺わせるような文面も散見される。また「本文」中においては、奴隷制を新制入植地において全面的に禁止することが繰り返し強調され、そして周辺地域から逃亡してきた元奴隷たちの「同化」プロセスについても詳述するなど、同入植地を帝国全体での奴隷制廃止を見据えたモデルケースと想定している面も見受けられる²¹。

そして同書の「付録」においては、入植地で適時詠唱されるべき祈禱書が収録されている。入植地社会の日常生活においてキリスト教信仰を重視することは、「本文」中にも複数の箇所で言及がなされている²²が、この「付録」中では実に50頁にもわたって、様々な場面でその都度唱えるべき文言を詳述している²³。更に「付録」末尾においては、「断食もしくは節制について」という小論を収録し、入植者たちに対してもこの徳目を遵守させることを

¹⁶ Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, The Third Edition, London, H. Baldwin, 1788, pp. ii-vii

¹⁷ Ibid., pp. vii-xii, xxxv-xxxviii

¹⁸ Ibid., pp. 5-7

¹⁹ Ibid., p. 2

²⁰ Ibid., p. 6

²¹ Ibid., pp. 22-32

²² Ibid., pp. 15-21, 99-104

²³ Ibid., pp. 128-178

意図している²⁴。ここまで見てきたように、『シエラレオネ入植地素描』素描においてシャープが想定していたのは、身分や人種の区別なく全ての住民たちが、コモンローとキリスト教に基づく自治の下で万民に平等な基本的権利を享受するという、彼が思い描いていた国制・帝国統治改革の理想像の具現化だったということが出来る。

終わりに—今後の課題—

ここまで分析してきた通り、先行研究内における考察や『シエラレオネ入植地素描』における構想内容からは、シャープの思想中においてはコモンロー（「古来の国制」）とキリスト教が密接不可分の関係にあり、その理念に基いて彼は奴隷制廃止運動を始めとする、国制・帝国統治の一体的な改革を思考していたことが明らかになった。また、同時代の急進主義者たちや帝国改革論者たちの思想について分析した先行研究の検討からは、シャープが当時の思想的潮流の中で決して孤立していた存在ではなかったことを示唆している。むしろ、他の急進主義者たちや奴隷制廃止運動家たちなどの各種改革論者たちの言説とも照らし合わせることで、当時の国制論と奴隷制廃止論そして帝国統治改革論という、三つの議論の連関に迫ることが出来る。

今後は、上記の分析枠組みを用いた研究を、同じ 18 世紀において継続する必要があるだろう。具体的にはシャープの同時代人である、カートライトやメアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft, 1759 ~ 97) を始めとする急進主義者たち、並びにジェームズ・ラムジー (James Ramsey, 1733 ~ 89) やハナ・モア (Hannah More, 1745 ~ 1833) らを中心とする奴隷制廃止運動家たちについての事例研究を行う。先行研究においてこれらの人物たちは、国制改革論と奴隷解放論のどちらか一方のみの観点から検討される傾向にあったが、今回の研究成果を踏まえるならば双方の関係性という観点を軸とした分析が不可欠である。

²⁴ Ibid., pp. 179-184